

障害者自立支援法訴訟の勝利をめざす滋賀の会



パワーボイス

2009年7月16日

第4号

事務局：〒521-1311 安土町下豊浦 5096-121 電話：0748-46-5528 FAX：0748-46-5529

mail：kyosarenshigashibu@shiga.email.ne.jp

★第3回口頭弁論開かれる★

7月9日 10時30分から大津地方裁判所において、障害者自立支援法訴訟の第3回口頭弁論期日が行われました。今回は第1号法廷で行われ、傍聴には前回よりも少ない40名しか入れませんでした。大変熱い陳述が行われました！この日、裁判所には約100名の勝利をめざす会の人たちが集まりました。



★被告の反論と私たちの主張★

口頭弁論では、憲法上の被告（国側）の言う主張は、基本的人権を「自由権」と「社会権」を完全に別のものとする考え方であり、これは時代錯誤な古典的考えであることを、弁護士が熱く反論しました。障害のある人もない人も、基本的人権に自由権も社会権もそのほかの権利も統合して考えて保障されなければ、基本的人権が本当に保障されているとは言い難いのです。

施設職員の役割やサービスの質に必要なことなどについても、裁判官や一般の方々にもわかるように話されました。報酬単価の問題は特に大きな影響を与えています。日割り単価の算定基準は22日の開所が前提ですが、土日を引いても約20日間にしかならないこと。利用者が休んでいても状況確認をするなど様々な支援が実際には必要なこと。このような背景を理解せず、自立支援法は無情にも休所＝支援不要として、報酬ゼロにしているのです。報酬単価の切り下げやその対策による開所日数の増加・職員の賃金抑制は職員の退職を招き、サービスの質の低下や利用者のさらなる不安を招いています。結果、利用者が心の負担や生活の負担を今、受けているのだということを話されました。

★原告の意見陳述★



今回は原告の森平和也さんのお父さんと、瀧本靖子さんの意見陳述があり、「自立支援法の応益負担制度はおかしい！」という、その切実な思いが伝わる陳述でした。

森平さんは「自立支援法の問題は個人の問題ではなく、社会全体の問題だと思い、訴訟に立ち上がりました。作業所は和也にとって生き甲斐であり、働く場所です。働くのになぜ利用料を払わないといけないのでしょうか？弱者いじめはやめてください。家庭の事情をしっかりと考えてほしい。」と訴えました。裁判官も非常に真摯に聞いておられる様子でした。

瀧本さんは「サービスの利用は生活するのに必要なことです。ぜいたくなんか何もしていません。できることもあるけどできないこともあり、そういう時にサービスが必要になります。入浴でさえお金が必要です。働いて、給料をもら



って、友人と触れ合う、これが私の生き甲斐です。そのために、送迎サービスにお金を払い、職場に通っています。月2回の買い物を1回にしました。このままでは仕事にも行けず、ずっと家にいるだけになりそうです。」と、その生活のつらさや、これまでの歩みや生き甲斐を語られました。傍聴席からは「オオー！」という声と拍手がありました。少なくとも傍聴席の皆さんの心を打ったのは確実です。裁判官にも伝わったのではないのでしょうか！

★大津駅前での宣伝活動★

傍聴席に入れなかった支援者は、大津駅前にて、大きな垂れ幕と募金BOXを持って街宣活動を行いました。500枚のビラ、宣伝ティッシュもすべて配りきり、募金額2687円が集まりました！チラシを配っていると「チラシ10枚ぐらいちょうだい。うちで配るから。」といってもらって下さった方がいらっしゃいました。大変嬉しいことです。このような形でもっと自立支援法の問題を身近に感じていただきたいと思います。法廷外での市民運動をもっと頑張り広げていきましょう！



★報告集会★



裁判後の報告集会は、弁護士会館で行われました。元永弁護団長から今日の内容の報告と、裁判で話したお二人からその感想が話されました。森平さんのお父さんは「29年間の出来事をたった10分で言うのは大変難しかった。当たり前のことしかいえない。家族の負担が大変だということなど、もっと言いたいこといっぱいあったのに…」と報告されました。瀧本さんは「何度も何度も今日の原稿を書きなおした。裁判官と目を合わせるなど頑張った。いま、ホッとしている」とコメント。

また、福井で原告になるという方も駆けつけていただきました。応益負担反対の輪を、全国各地にもっともっと広げていくために頑張りましょう!!

また、参加者の方から「傍聴に来る人が第1回より減ってきている。このままではダメ。関係者だけでなく、もっと一般の方の参加者を増やしていかなければならない。」との力強い発言がありました。

障害者自立支援法の問題は、障害者だけでなく、全国民に通ずる問題であることを多くの人たちに理解してもらうことが大事です。現在の福祉のこのおかしな流れを変えていくためには、やはり多くの方が福祉における問題意識が強くなること、メディアが注目することなどが重要なのではないかと思います。より多くの人に理解を求め、協力・支援の輪が広がっていくためにもこれからも頑張っ取り組んでいきましょう！

次回の裁判期日は…

2009年10月1日(木)10時30分～12時頃

大津地方裁判所にて(9時50分集合)(JR大津駅下車 徒歩1分)

抽選で傍聴できない方は、法廷の間に宣伝活動を予定しています

裁判終了後は報告集会で法廷の様子をご報告します

めざす会 学習会の予告

9月12日(土)

10:00～12:00

アクティ近江八幡にて

※詳細は後日お伝えします